

平成30年度 地域おこし協力隊員起業支援補助金

評価表 NO.

4

所管部課名	企画政策部 地域政策課			担当者	上村 裕一				
事務事業名	地域おこし対策事業								
根拠法令	薩摩川内市企画政策部関係補助金等交付要綱、薩摩川内市地域おこし協力隊員起業支援補助金交付要領								
補助経過年数	1 年以上 5 年以下								
平成30年度 予算額	2, 000 千円	国県支出金 千円	一般財源 2, 000 千円	その他 千円	その他の内容				
	指標名			目標値	目標年度				
成果指標①	本市への定住及び本市の活性化			2件	平成35年度				
成果指標②									
補助対象者	地域おこし協力隊員及び地域おこし協力隊員の任期を終えた者								
補助対象経費	(1) 設備費、備品費、土地、建物賃借費、(2) 法人登記に要する経費、(3) 知的財産登録に要する経費、(4) マーケティングに要する経費、(5) 技術指導受入れに要する経費、(6) その他市長が特に必要と認める経費								
補助対象事業・活動の内容	地域おこし協力隊員の本市内での起業								
補助金額又は補助率	分類 ☐ 運営補助のみ ☐ 事業補助のみ ☒ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他 補助対象経費を合算した額の10 分の10 以内とし、1, 000, 000 円を限度とする。ただし、補助金の額に、1, 000 円未満の端数がある場合はその額を切り捨てるものとする。								
上記項目の積算方法									
補助を受ける3年間の事業（団体）等の決算状況	項目		平成27年度		平成28年度		平成29年度		
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	
	収入	自己資金	0		146	0. 0%	2, 347	0. 2%	
		会費収入				0. 0%		0. 0%	
		事業収入				0. 0%		0. 0%	
		寄付金・その他助成			146	0. 0%	2, 347	0. 2%	
		市補助金			1, 000, 000	100. 0%	1, 000, 000	99. 8%	
		(前年度繰越金)				0. 0%		0. 0%	
		計	0		1, 000, 146	100. 0%	1, 002, 347	100. 0%	
	支出	事業費			56, 111	5. 6%		0. 0%	
		人件費				0. 0%		0. 0%	
		その他事務費			944, 035	94. 4%	1, 002, 347	100. 0%	
						0. 0%		0. 0%	
						0. 0%		0. 0%	
						0. 0%		0. 0%	
		(翌年度繰越金)				0. 0%		0. 0%	
		計	0		1, 000, 146	100. 0%	1, 002, 347	100. 0%	
		支出計/前年度支出計							
		自己資金/前年度自己資金							
	翌年度繰越金/市補助金								
	交付件数				1 件		1 件		
	成果指標の推移①								
	成果指標の推移②								
特記すべき事項等	地域おこし協力隊員起業支援補助金制度は、総務省の地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日制定）を平成26年度から特別交付税の算定に適用するよう改正されたものである。本市については、平成28年度に薩摩川内市地域おこし協力隊員起業支援補助金交付要領を制定し、これまで任期終了した隊員13名のうち、現在、2名が補助制度を活用し、起業を望む隊員の補助制度利用率は100%である。（6名の隊員は、市内企業に就業し、市内定住している。市内定住率（62%）） 当該補助制度は、現在活動中の隊員への周知や、募集中の募集要項に掲載し、市のＨＰや一般社団法人移住・交流推進機構ＨＰ等で周知をするなど利用促進を図っている。								

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	C	隊員の起業による定住支援補助のため、市民の福祉の向上及び利益の増進に合致しない。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	隊員の起業による定住支援補助として必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	隊員が起業することにより、人口減少の緩和及び税収増に寄与している。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	C	合致しない
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	総務省の特別交付税による財政措置の上限額であり、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられ、かつ、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	隊員が起業するための一時的な支援の補助である。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	—	
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	隊員の定住支援のための補助であり、総務省の特別交付税として財政支援されるため、補助金の交付が最も適当な政策手段である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	補助金交付要領に明記されている。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	《今後の改革の方向性》 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性□拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 《上記方向の理由》 隊員の定住支援のための補助であり、総務省の特別交付税として財政支援されるため、継続する必要がある。 《改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画》	外部評価結果	《視点別評価》 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
			《今後の改革の方向性》 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止
			《まとめ》

薩摩川内市地域おこし協力隊員起業支援補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要綱は、市への定住及び市の活性化を図ることを目的とし、薩摩川内市地域おこし協力隊員（以下「隊員」という。）の本市内での起業を支援するため、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市企画政策部関係補助金等交付要綱（平成19年告示第98号）第2条に掲げる地域おこし協力隊員起業支援補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付の対象者)

第2条 補助金交付の対象者は、薩摩川内市地域おこし協力隊設置要綱に定める隊員で次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、設置要綱第7条の規定により任期途中で解任された者は除く。

(1) 隊員の任期終了の日から起算して前1年以内の者

(2) 隊員の任期終了の日から1年以内の者

(補助金の交付要件)

第3条 補助金の交付要件は、次の各号の全てに該当することとする。また、1人について一の年度に限るものとする。

(1) 隊員が市内に居住し、市内で起業すること。

(2) 事業内容は、市の活性化に資すること。

(補助金の交付対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、起業に要する経費であり、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 設備費、備品費、土地、建物賃借費

(2) 法人登記に要する経費

(3) 知的財産登録に要する経費

(4) マーケティングに要する経費

(5) 技術指導受入れに要する経費

(6) その他市長が特に必要と認める経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費を合算した額の10分の10以内とし、1,000,000円を限度とする。ただし、補助金の額に、1,000円未満の端数がある場合はその額を切り捨てるものとする。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助金申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）及び次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 事業計画（実績）書（様式第 2 号）
- (2) 収支予算（精算）書（様式第 3 号）
- (3) その他市長が必要と認める書類
（補助金の交付決定）

第 7 条 市長は、前条の交付申請書を受理したときは、これを審査し、補助金を交付することが適当であると認めた場合は、補助金の交付を決定し、補助金申請者に補助金交付決定通知書（様式第 4 号）により通知するものとする。

（補助事業の変更）

第 8 条 補助金申請者は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ補助金変更承認申請書（様式第 5 号）を提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業を中止しようとしたとき
- (2) 補助金の額が増減額となる変更をしようとするとき
- (3) 事業計画等を変更しようとするとき
（補助金の変更決定）

第 9 条 市長は、前条の規定による変更申請を受けたときは、これを審査し、適当であると認める場合は、補助金の変更交付を決定し、補助金申請者に補助金変更交付決定通知書（様式第 6 号）により通知するものとする。

（実績報告）

第 10 条 補助金申請者は、補助事業が完了したときは、補助金実績報告書（様式第 7 号）に次に掲げる書類を添えて、補助事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助対象事業が完了した日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画（実績）書
- (2) 収支予算（精算）書
- (3) 実施状況、実施結果等が確認できるもの
- (4) 経費に係る領収書等の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類
（補助金の確定及び交付）

第 11 条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、これを審査及び必要に応じて現地調査等により検査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第 8 号）により、補助金申請者に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた補助金申請者は、補助金請求書（様式第 9 号）の交付を請求することができる。

3 前項の規定による請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

（補助金の概算払い）

第 12 条 補助金の概算払いを受ける必要がある補助金申請者は、補助金概算払い申請書（様式第 10 号）により、市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び返還)

第 13 条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の返還を命じることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けた者があると認めた場合。

(2) 補助金申請者が第 3 条各号に定める要件のいずれかを満たさなくなったとき。

(その他)

第 14 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、企画政策部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。